

相続税申告書の 代理送信等に関するQ&A

令和 6 年 1 月

国税庁資産課税課

目 次

1	対象年分（令和5年6月30日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和5年6月30日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等（令和5年6月30日更新）	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和3年10月1日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和3年10月1日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得（令和5年6月30日更新）	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信（令和5年6月30日更新）	10
12	受信通知（令和6年1月4日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和3年10月1日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和5年6月30日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和5年6月30日更新）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和3年10月1日更新）	15

《対象年分》（令和5年6月30日更新）

問1 相続税の申告書のe-Taxによる提出（送信）は、何年分の申告から対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

《修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否》（令和5年6月30日更新）

問2 相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書は、問1と同様に令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

なお、令和4年度税制改正による国税通則法の改正により、令和5年1月1日以後の相続開始年月日に係る申告については、申告前の課税標準等の記載を要しないこととされ、それに伴い修正申告に必要となる項目・様式を当初申告書様式に追加し、修正申告書の様式が廃止となります。

（注）令和4年12月31日以前の相続開始年月日に係る修正申告を行う場合は、引き続き、各年分に対応する修正申告様式を使用し、申告を行ってください。

《申告書の提出先》

問3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署となります。

《e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等》（令和5年6月30日更新）

問4 e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和5年6月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第1表	相続税の申告書
	第1表(続)	相続税の申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
	第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第15表	相続財産の種類別価額表
	第15表(続)	相続財産の種類別価額表(続)

手続	帳 票 名	
相 続 税 修 正 申 告	第1表	相続税の修正申告書
	第1表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第5表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
	第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第15表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表

(注) 令和5年1月1日以後の相続開始年月日に係る申告については、「相続税修正申告」の様式は廃止となり、「相続税申告」の様式を使用します。

なお、令和4年12月31日以前の相続開始年月日に係る修正申告を行う場合は、引き続き、各年分に対応する修正申告様式を使用して申告を行ってください。

(参考1)

相続税の申告書とともに提出(送信)が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②(令和5年3月現在)

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

(参考2)

e-Taxで提出(送信)が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Taxに対応していない申告書の提出方法》（令和3年10月1日更新）

問5－1 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Taxに対応していない申告書（申告書第3表など）の提出が必要なときは、電子申告をすることができますか。

【答】

e-Taxに対応していない申告書（申告書第3表など）の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Taxに対応していない申告書は、申告・申請等データの送信時にイメージデータ（PDF形式）にして、他の添付書類とともに送信することが可能です（問14参照）。ただし、申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」を除きます（問5-2参照）。

なお、イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）が可能な申告書様式の詳細については、e-Taxホームページを御確認ください。

（注）イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）する申告書は、添付書類の先頭にして送信いただきますよう、御協力をお願いします。

（掲載場所）

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類 > イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

（参考）

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおりe-Taxのメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、曜日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容	
提出先	仙台北税務署
利用番識別番号	XXXXXXXXXX
氏名又は名称	国税 次郎
受付番号	XXXXXXXXXX
受付日時	XXXXXXXXXX
種別	相続税
相続開始年月日	平成31年04月01日
被相続人の氏名	国税 太郎
申告納税額	申告期限までに納付すべき税額 500,000円
還付される税額	—
備考	HLB42751:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を添付し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

送付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印鑑の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

送付書画面へ

納付区分番号通知

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

納付区分番号通知へ

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

送信された申請等データの内容

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければ協力ください。 [アンケートのページへ](#)

閉じる

(令和3年10月1日追加)

問5-2 相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の提出が必要なときは、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の様式はe-Taxに対応しておらず、また、納税義務を承継した者の利用者識別番号を入力することができないため、電子申告を行うことはできません。

このため、納税義務を承継した者に係る申告については、別途書面で提出していただくことになります。

(注) 申告書第1表の付表1は、イメージデータ（PDF形式）で提出しないようお願いします。

《各帳票の単独送信の可否》（令和3年10月1日更新）

問6 申告書等（XML形式）の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書（XML形式）の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

(注) e-Taxに対応していない申告書（PDF形式）は、問14《イメージデータの送信方式》と同様の取扱いとなります。

《財産取得者が法人の場合》

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第66条第1項）の場合においても、e-Taxにより申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

（参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

- ① 国税庁が提供するe-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信
送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。
- ② 国税庁が提供する「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信
送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

《利用者識別番号の取得》（令和5年6月30日更新）

問9 所得税や贈与税などの申告をe-Taxにより行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告のe-Taxのために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告をe-Taxにより行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますので、御注意ください。

（参考）

利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（.data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Taxのマイページ、④e-Taxソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、

利用者識別番号を確認することができます。

(利用者識別番号を確認することができない場合)

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください(問8の【答】のとおり)。

なお、変更等届出書の「参考事項」欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力の上、当該変更等届出書をe-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信することで、税務署又は業務センターから変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に納税者の利用者識別番号を連絡します。

おって、本対応は、税理士の電子署名があることを前提とするため、書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出した場合は対象外となることに御留意ください。

◆ 変更等届出書における税理士への連絡希望等の入力について

現在は、暗証番号等の再発行にチェックの上、変更等届出書を提出した場合、利用者識別番号と仮暗証番号を相続人宛てに郵送により通知しています。

上記運用を継続するほか、届出書を代理送信する税理士が、「参考事項」欄に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力することにより、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号のみを連絡します。

なお、本対応は、届出書の送信に当たって、税理士の電子署名があることを前提としているため、**e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信する場合に限ります。**

※書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出された場合は、本対応の対象外となります。

電子申告・納税等開始(変更等)届出書									
税務署受付印									
令和 年 月 日		納 税 地		☐ 国税庁・ ☐ 国税局・ ☐ 税務署等 (個人の方は該当するものにチェックしてください)					
		住所又は居所 (法人の場合は 本店又は主たる 事務所の所在地)		(電話番号 ー ー)					
		フリガナ		(電話番号 ー ー)					
		法人等の名称							
		フリガナ							
		氏名 (法人の場合は 代表者氏名)		(電話番号 ー ー)					
		フリガナ							
		代表者住所							
		フリガナ							
		本店又は主たる 事務所の名称							
		法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。					
税務署長殿		届 出 書 内 容		☐ 大正・ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和					
		人生 年 月 日		年 月 日					
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。									
届 出 書 内 容		☐ 申告・納税等手続 ☐ 暗証番号等の再発行 ☐ 税務代理による利用の開始 ☐ 税務代理による利用の取りやめ ☐ 電子証明書の変更等 ☐ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ ☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(10・パスワード方式)の利用の開始 ☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(10・パスワード方式)の利用の取りやめ ☐ (※) 両方とも利用の場合は両方にチェックしてください。							
参 考 事 項		税 理 士 等		(電話番号 ー ー)					
受理番号	入力年月日	年 月 日	部 門 番 号	利用者識別番号					
告知年月日	年 月 日	決 算 期 間	回 付 先	個人 → 源泉・贈税・酒・資産・資料 法人 局 ()					
届出年月日	年 月 日	審 査 番 号							
通信日付印	年 月 日	(概要)							

《申告書の作成方法》

問10ー 1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Taxソフト^{※1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Taxソフト（WEB版）^{※2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます。

なお、e-Taxソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Taxソフト（WEB版）は、e-Taxソフトの基本的な機能をインターネットを經由してWebブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Taxソフト及びe-Taxソフト（WEB版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.xtx」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問10ー 2 e-Taxソフト等における I T 部^{※1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第 1 表の財産取得者の 1 人目など）を入力すればよいですか。

【答】

I T 部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{※2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、I T 部にはその財産取得者のうち、任意の 1 名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、I T 部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 I T 部とは、e-Taxの各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、I T 部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、I T 部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（I T 部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》（令和5年6月30日更新）

問11－1 書面における申告と同様に、相続税申告のe-TaxIにおいても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができます。

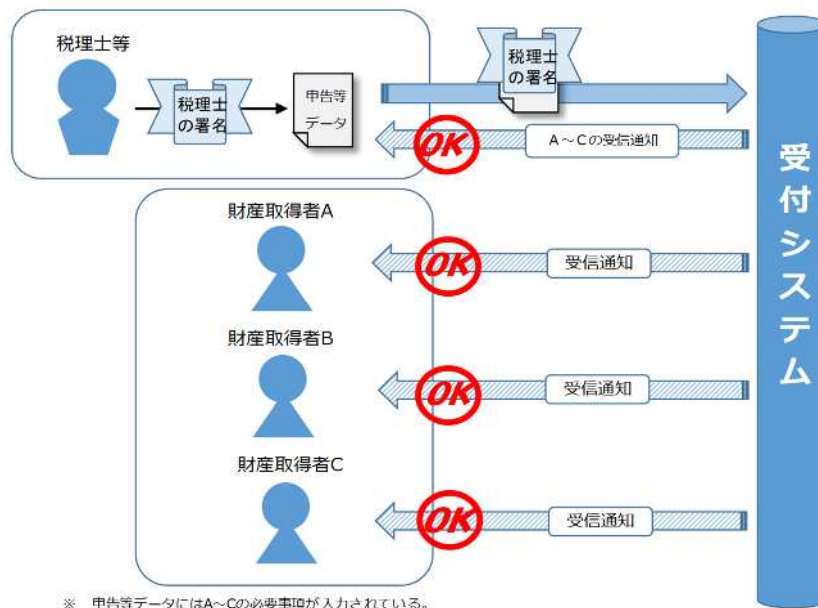
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、9名までの財産取得者を送信後、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②税理士等の電子署名及び電子証明書を付して代理送信することで納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付を省略して申告書を提出（送信）することができます。

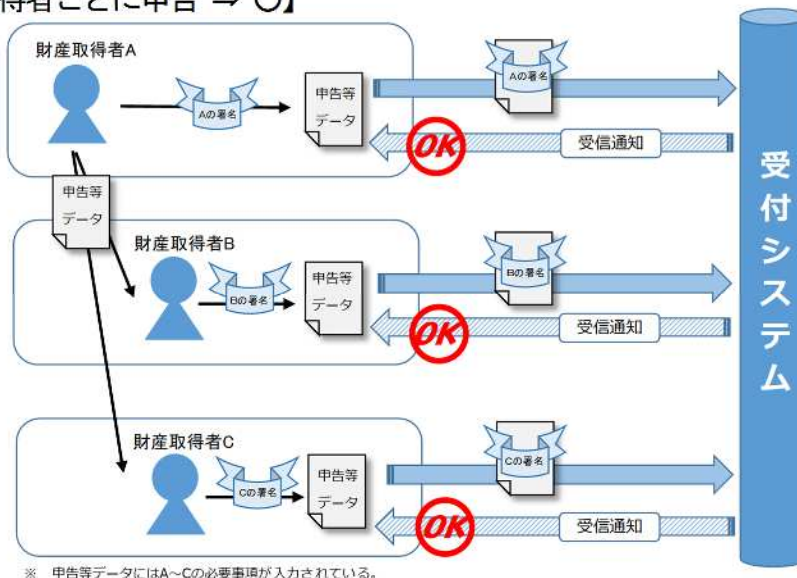
【税理士等による代理送信】



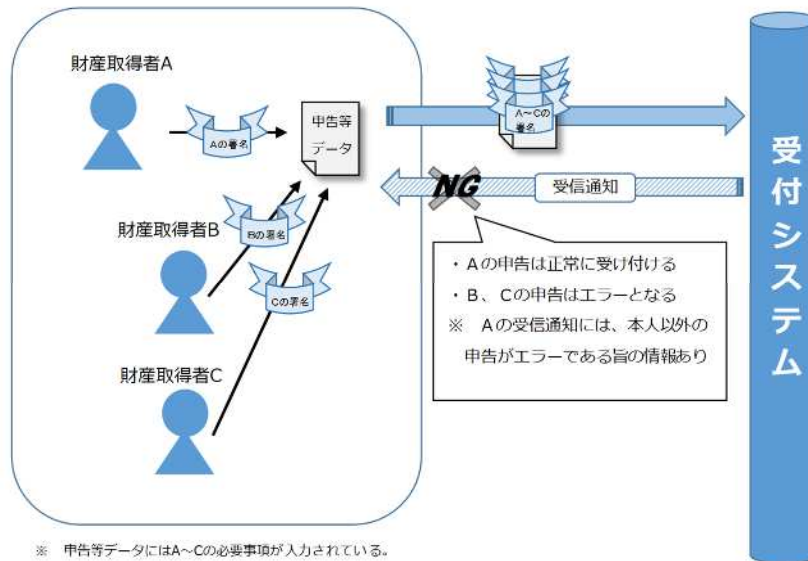
（参考）

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出（送信）します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問11－2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることとなります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

（注） 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないよう御注意ください。

《受信通知》（令和6年1月4日更新）

問12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されますので、代理送信した全ての財産取得者の受信通知が届いていることを必ず確認してください。

税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

なお、税理士等のメッセージボックスに格納された各財産取得者の受信通知については、即時通知に財産取得者のリストが表示されるので、当該リストから財産取得者を選択することで、閲覧することができます。

また、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知が税理士等のメッセージボックスにのみ1件格納されますので、エラー内容及びエラー対象となった利用者識別番号等を確認の上、正しい申告等データを再度送信してください。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》（令和3年10月1日更新）

問13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出（送信）することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出（送信）することができます。

詳細については、e-Taxホームページを御確認ください。

（掲載場所）

ホーム ＞ 税理士及び税理士法人等の方 ＞ 添付書類のイメージデータによる提出について ＞ 対象となる添付書類 ＞ イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

- （注） 1 添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出（送信）することができます。
- 2 イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

《イメージデータの送信方式》

問14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができます（※）。

※ 複数の財産取得者の申告等データを税理士等が代理送信した場合は、各財産取得者の受付番号が同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》（令和5年6月30日更新）

問15 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

項 目	1送信当りの上限	追加送信方式を併用（最大11回）
ファイル数	136ファイル	最大1,496ファイル
データ容量	PDFファイル合計で14.0MB	PDFファイル合計で最大154.0MB

《光ディスク等による添付書類の提出》（令和5年6月30日更新）

問16ー1 添付書類を光ディスク等で提出することはできますか。

【答】

相続税申告書をe-Taxにより提出（送信）する場合、イメージデータにした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク（光ディスク等）にまとめて保存し、提出することができます。

なお、光ディスク等により添付書類を提出する際には、「受付番号等情報 CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などが必要になりますので、詳細について、e-Taxホームページを御確認ください。

おって、提出の際には、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を出力の上、併せて提出いただきますようお願いいたします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	ホーム > 利用可能手続一覧 > 相続税申告 > e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm

問16ー2 光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

光ディスク等に保存可能なファイル数及びデータ容量は、1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50.0MBまでです。

《添付書類の提出省略》

問17 相続税の申告をe-Taxにより行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものがありますか。

【答】

相続税の申告をe-Taxにより行う場合には、添付書類について提出を省略できるものはありません。

《マイナンバーの記載等》（令和3年10月1日更新）

問18 相続税の申告をe-Taxにより行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告をe-Taxにより行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要になりますが、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略できるほか、財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます（利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）も不要です。）。

提出方法 本人確認書類等	e-Tax	(参考) 書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。